

第 18 回接続政策委員会 議事概要

日 時 平成 24 年 6 月 12 日（火）14：00～15：30

場 所 共用 10 階会議室

参加者 接続政策委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、佐藤委員、
関口委員、藤原委員、森川委員、和久井委員

事 務 局

（総 務 省）

原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、
大村料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐、
山野料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ① 長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方について

 - 事務局から資料説明が行われた後、討議が行われた。
 - 論点整理（第 2 次案）を踏まえて、報告書骨子案の検討を行うこととなった。

【主な発言等】

東海主査：今回は、論点整理の第 2 回目を行う。次回には報告書骨子案の検討が予定されていることから、各論点について引き続き整理をしていきたい。

（NTSコストの扱い）

東海主査：NTSコストについては、これまでにユニバーサルサービス制度との間でやり取りを重ねてきており、重要な検討項目である。

相田委員：ユニバーサルサービス制度の次の見直しのタイミングはいつか。

事務局：ユニバーサルサービス制度については、これまで適時適切に見直しを行ってきた。近年では、光 IP 電話のユニバーサルサービス化や、災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方等について検討を行っている。今後のユニバーサルサービス制度の在り方についても、適時適切

に見直しを行っていくこととなる。なお、「光の道」構想実現に向けた工程表では、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスの対象とすることについても検討が必要とされており、検討スケジュールについては平成 25 年度以降とされている。

相田委員：き線点 R T - G C 間伝送路コストは、実際の局舎に合わせてコストの付替えを限定している経緯があるが、次々期モデルにおいてスコード・ノードの仮定の見直しや I P - L R I C モデルに係る検討等を行う場合、現実には設置されている局舎とモデル上の局舎が大きく乖離する可能性があり、き線点 R T - G C 間伝送路コストに関する現在の整理が成り立たないおそれがあるのではないかと。そのため、き線点 R T - G C 間伝送路コストの付替えについては、できるだけ早い時期に見直しが必要と思われる。

事務局：長期増分費用モデル（L R I C モデル）は、ユニバーサルサービス制度における補填対象額の算定にも用いられているため、今後のモデル見直しにおいては、そのような点も考慮する必要があると考えられる。

東海主査：N T S コストは、本来、接続料原価から控除することが原則であり、N T S コストの一部であるき線点 R T - G C 間伝送路コストについても、本来は接続料原価から控除しなければならない。委員会として、このスタンスは従来から変わりはない。しかしながら、ユニバーサルサービス制度との関係で、当該コストの付替えはやむを得ないとの理解ではないか。

（接続料算定に用いる入力値の扱い）

東海主査：入力値については、これまでに様々な工夫がなされてきた経緯がある。現在の予測方法を引き続き採用するという考え方のほか、より適用年度実績に近づける予測方法をとる、割り切ってどこかの時点の実績を用いて算出するとの考え方もあるが、乖離額調整等の問題もある。いずれにせよ、予測通信量の精度を高める努力は必要である。

佐藤委員：通常の公益事業においては、適用年度の前年度の実績を基に料金を算定している。長期増分費用方式では、実績値と予測値を併せた通信量を用いているが、大きな問題はないことから、現時点で大きな制度変更を行う必要はないものと考えられる。

和久井委員：長期増分費用方式の考え方に鑑みると、原則として、通信量は実績値と予測値のどちらを用いることが適切なのか。また、今後、予測通信量の精度が高まる可能性はあるのか。さらに、現在の 8 ヶ月予測を 9 ヶ月予測とする考え方については、接続料の認可申請のタイミング等についても考慮する必要があるということか。

事務局：接続料算定に用いる通信量の考え方については、接続料規則第十四条

第一項において「接続料は、第四条に規定する機能ごとに、当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない」とされ、第二項において「前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする」とされている。各機能に係る接続料の算定に当たっては、このような原則に基づき、通信量の扱いについてこれまでに様々な検討がなされてきた。

例えば、長期増分費用方式についていうと、第二次モデルの適用期間（平成15年度、16年度）においては、直近の実績トラヒックを用いて接続料を算定し、その後のトラヒック変動に応じて、後年度に精算するという方法を採用していた。その後、できるだけ予見性を高め、適用年度に近づけるという観点から、平成17年度以降の接続料算定においては、現行の「前年度下期と当年度上期の通信量」を用いる予測方法が採用されている。

予測通信量と実績通信量の乖離幅については、直近の5年間と3年間という短い期間の中での比較ではあるが、直近3年間のデータを見ると、各予測方法における予測精度の差が縮まっている傾向も見られる。このことから、一面では、近年では予測通信量の精度が高くなっていると考えられることもできるが、今後、トラヒックの減少傾向等も踏まえつつ、より精度の高い予測方法について検討が必要であると考えられる。

また、現在の予測方法は、前年度の10月1日から1月末までの4ヶ月間の実績値と、2月1日から当年度の9月末までの8ヶ月間の予測値を基に、予測通信量を算定している。制度の安定性等の観点から、例えば、12月末までの3ヶ月間の実績値を用いて、それ以降の9ヶ月間を予測する方法等についても、必要に応じてご検討をいただければと考える。

東海主査：制度に係る安定性の維持、円滑化というのは、従来とは逆の発想で、実績値の期間を1ヶ月間減らし、その分で実務対応をしっかりと行うということと理解している。従来は、1月末までの実績値を使うため、2月中旬に認可申請、4月1日から適用という過密なスケジュールではある。

藤原委員：1ヶ月間予測期間を動かすことにより、予測の精度がどうなるのか確認すべき。過去の実績を用いて、同等の方法で試算をしてみてもどうか。

事務局：事務局の論点整理案についても、まずは9ヶ月予測に変更した場合、予測の精度にどのような影響を及ぼすのか検証を行ってはどうかというもの。

藤原委員：通信量の扱いについては、これまでも様々な方法について検討をした結果、現在の方法に落ち着いている。提示された案について問題があるとは思えず、現在は安定期にあることを踏まえると、あまり大きな変更までは行わない方がよいのではないかと考える。

東海委員：今回は、予測通信量の扱いについて、事務的な対応等の関係で9ヶ

月予測への変更の可能性があることをご了解いただいた。次回の委員会において、報告書骨子案の検討の際に、再度内容を確認していきたい。

（接続料における東西格差）

相田委員：改良モデルによる今後３年間の試算結果について、補正を実施した場合、東西格差に影響は生じるのか。

事務局：資料で示している試算結果は補正前のものであるが、補正による影響は東西に同様に働くため、補正を実施したとしても、東西格差の試算結果はほぼ同じ数値になるのではないかと考えられる。

東海主査：東西均一接続料を維持するとした平成２２年の答申の検討時と比較して、東西別接続料に見直すだけの環境変化は見られないものと思われる。報告書骨子案を検討する際に、さらに議論することとしたい。

（ＰＳＴＮからＩＰ網への移行を考慮した補正方法（案））

東海主査：ＰＳＴＮからＩＰ網への移行という現状を踏まえ、次期だけでなく、次々期への踏み出しという流れも意識しながらの工夫が必要である。

佐藤委員：補正による試算結果について、各年度の数値に幅があるのは、トラヒック予測に幅があることによるものか。

事務局：ご指摘のとおり、主に需要の予測に幅があることによるもの。

相田委員：対象設備の法定耐用年数、経済的耐用年数はそれぞれ何年か。

事務局：経済的耐用年数には毎年度見直しているものがあるが、直近の平成２４年度接続料算定に用いた数値で言えば、交換機については、法定耐用年数９年、経済的耐用年数２５年となっている。同様に、監視装置（加入者交換機）については、法定耐用年数が９年、経済的耐用年数が１０．６年、監視装置（中継交換機）については、法定耐用年数が９年、経済的耐用年数が１０．５年、交換機ソフトウェアについては、法定耐用年数が５年、経済的耐用年数が１１．８年となっている。

佐藤委員：モデルにおいては、償却期間として経済的耐用年数を採用しているため、法定耐用年数をとる実際費用よりも減価償却費が抑えられるはずだが、実際は経済的耐用年数を過ぎても新規投資をせず設備を使い続けるので、実際費用の方が低くなっている。そこで、経済的耐用年数を過ぎても設備を使い続けるという考え方をＬＲＩＣモデルに反映させるということか。

事務局：ＩＰ網への移行の影響により、実際のネットワークにおいて法定耐用年数を超えて使用されている償却済み資産の割合が多くなっているため、その影響をＬＲＩＣモデルに反映させるための補正案となっている。

酒井主査代理：減価償却費は、毎年変動するものではないのか。

事務局：実際には、毎年度の投資額の増減もあるため変動するものであるが、LRICモデルでは、経済的耐用年数の期間において投資額を平準化している。今回の補正案は、最近導入した設備が少なくなっていることから、毎年度の投資額を、法定耐用年数期間内にある未償却分と、法定耐用年数を超えて経済的耐用年数の期間までにある償却済み分の２段階に分け、減価償却費等を考えるものとなっている。

藤原委員：資料の15ページの図中にある法定耐用年数内の面積（赤い部分）は、容易に試算できるものか。

事務局：法定耐用年数内の面積（赤い部分）については、対象設備の取得価額の総額に「 $1 - \alpha$ 」を乗算することで簡単に算定できるよう、補正案の考え方を整理している。

佐藤委員：例えば、10年前の α （償却済み比率）について算出できるか。論理的には、近年、投資抑制が行われているので、 α の値は年々上昇傾向にあると考えられる。

東海主査： α の値は、近年上昇していると考えて間違いないと思われる。ここで補正の対象となる設備を限定しているのは、IP網に置き換わっても使用される設備については対象から外し、いわばサunkコストとなるような設備のみ対象としているとの趣旨であると理解している。

藤原委員：今回の補正は、LRICモデルそのものを作り替えるのではなく、現実合うように修正する方向であると考えている。補正方法のうち、比率の妥当性については判断し難いが、補正を行うこと自体には賛成である。

森川委員：このような補正の流れ自体は妥当である。

和久井委員：実施に当たっての適切な措置として激変緩和措置があるが、具体的にどのような措置を行うのか。

事務局：NTSコストを段階的に接続料原価から控除した際と同様、補正比率を毎年度3分の1ずつ段階的に増やしていくような措置が考えられる。

相田委員： α の値をNTT東西の実績によって決めるのではなく、LRICモデルの考え方の中で償却済み比率を決定することができればより適切であると思われる。しかし、具体的な方法が見当たらず困難であるため、実績に基づいて値を決定することも1つの方法ではある。

酒井主査代理：例えば、補正比率の算定式に $\alpha = 0$ 、 $\alpha = 1$ を代入すると結果は妥当であり、算定式は適切であると考えられる。

和久井委員：補正を行う対象設備を交換機関連設備としているのはなぜか。

事務局：IP網への移行の実態をLRICモデルに反映させるという趣旨に鑑みると、交換機は、マイグレーションによって影響を受ける主要な設備とも

言える部分である。また、交換機に付随して使用されている監視装置や交換機ソフトウェアについても、交換機に併せて補正対象とすることが適当であると考えられる。

佐藤委員：LRICモデルにNTT東西のマイグレーションを見越した投資に係る意思決定を反映させる方法として、モデルにアルゴリズムを作成して反映させる方法と、今回の補正方法案に示されているようにパラメータ的に反映させる方法があるが、実際に前者の方法をとることは難しいと思われるので、モデルにパラメータ的に反映させるという方法も採りうるのではないか。

東海主査：補正の趣旨については、各委員に合意いただいているものと考えている。段階的な措置に関しては、激変緩和だけでなく、マイグレーションの方向性を徐々に組み込むという意味もあり、適切であると思われる。報告書骨子案を検討する際に、さらに議論していきたい。

（改良モデルを用いた算定方式の適用期間）

東海主査：前回の検討の際は、モデルの適用期間を敢えて2年間としたが、それには相応の趣旨があった。今回は、先ほど議論した補正等、大きな軌道修正が行われる中、適用期間は2年、3年、それともそれ以上にするのが適当かについて、ご議論いただきたい。

和久井委員：政策決定の観点から言えば、次々期モデルについては、慎重に考え、多方面から意見を吸い上げて決定しなければならない重要事項であることから、十分な検討期間を確保するという意味でも3年間とすることが適当ではないか。

東海主査：今回、IP網への移行を踏まえた補正を導入することになれば、適用期間を2年間とした前回の検討時とは状況が異なっているという印象を受ける。今回の適用期間については、3年間とすることが妥当ではないかと感じている。事業者ヒアリングの段階では、具体的な補正の議論はなされていなかったため、事業者がこの補正を踏まえてどのような適用期間が適切と考えるかについては、パブリックコメント等において意見を伺う必要がある。

佐藤委員：今後の接続料水準の推移には不確実な部分があるため、適用期間を3年間とするのであれば、大きな変化があった場合には適用期間中も見直しを行うといった方針を付け加えることが適当ではないか。

森川委員：LRICモデル自体に実態にそぐわない部分が出てきていると考えられることから、今回の適用期間内に抜本的な見直しを行うということと併せて、適用期間を3年間とするのが妥当ではないか。

藤原委員：今回の改良モデルの適用期間の次に検討するモデルについて、抜本的に見直すという強い決意を押し出すのか、それともそこまでは明言しない

のか考える必要があるが、次のモデルでは抜本的に見直しを行うことを明記すべきではないか。どうしても検討が困難であればそれなりの対応も必要であるが、抜本的な見直しを行うというくらいの意気込みが必要ではないか。

（局設置 F R Tに係る N T Sコストの扱い）

酒井主査代理： N T Sコストと T Sコストの区別については、きれいに分かれるものではないが、局設置 F R Tのみ整理が変わる性質のものではないので、従来どおりの区別でよいのではないか。

相田委員：局内に設置する F R Tと、局外の F R Tは同じものか。

事務局：モデル上、基本的には同等の設備を想定している。

相田委員：いずれにせよ、モデルでは実際とは異なる仮想の配置をしているのであるから、 T Sと N T Sの峻別も従来どおりで問題ないと思われる。

（通信量以外のその他入力値の扱い）

東海主査：可能な限り最新のデータを用いることとしている従来 of 整理で、特段の問題はないものと考えられる。

（まとめ）

東海主査：今回の論点整理を踏まえ、方向性は見えてきたと思われる。次回の接続政策委員会では、これまでの議論を踏まえ、報告書骨子案について、引き続き検討を行いたい。

以上